



函 総 行

令和 5 年 (2023 年) 9 月 8 日

函館市役所職員労働組合

執行委員長 鎌田 保 様

函館市長 大 泉



人事・給与制度の見直しについて (提案)

このことについて、別紙のとおり提案いたしますので、貴職のご理解
とご協力をお願いします。

人事・給与制度の見直しについて

1 地方自治法の改正に伴う制度の見直し

…令和5年第4回定例会（12月）提案予定

提 案 内 容	実施予定時期
(1) 会計年度任用職員に対する勤勉手当の支給 ・会計年度任用職員に対し勤勉手当を支給する。 年2.00月分	令和6年4月1日
(2) 会計年度任用職員に対する人事評価の見直し ・会計年度任用職員に対する人事評価制度について、勤勉手当の支給に反映させる。	令和6年4月1日

2 その他の見直し

…令和5年第4回定例会（12月）提案予定

提 案 内 容	実施予定時期
(1) パートタイム会計年度任用職員の報酬算定方法の見直し ・日額、時間額の報酬の算定方法を変更する。 ・変則勤務者の月額報酬の算定方法を変更する。	令和6年4月1日
(2) 一般事務パートタイム会計年度任用職員の創設 ・一般事務職の雇用形態にパートタイム区分を創設する。	令和6年4月1日

1 地方自治法の改正に伴う制度の見直し

(1) 会計年度任用職員に対する勤勉手当の支給

地方自治法の改正に伴う総務省通知に基づき、令和6年度から、対象となる会計年度任用職員に対し勤勉手当を支給する。

ア 対象となる会計年度任用職員

期末手当と同様に、以下の要件を満たす者とする。

- ・任用期間が6か月以上
- ・週当たりの勤務時間が15時間30分以上

イ 支給に係る取扱い

勤勉手当の年間支給月数は、2.00月（6・12月期 各1.00月）とする。

基礎額および期間率は、正規職員と同様とし、成績率は、以下のとおりとする。

会計年度任用職員		(参考) 正規職員	
成績区分	成績率	成績区分	成績率
良好	100/100	特に優秀	120/100
良好でない	70/100	良好	99/100
		良好でない	70/100

(2) 会計年度任用職員に対する人事評価の見直し

ア 対象となる会計年度任用職員

以下の要件を満たす者とする。

- ・評価期日在職者であること
- ・評価期日以前に評価期日と密接した3か月間連続の雇用があること
- ・評価期日時点で以後3か月以上の任用を通知していること
- ・給与または報酬が月額で支給されていること
- ・上記の期間に職種の変更がないこと
- ・上記の期間の所属がすべて同一であること

イ 評価期日と評価期間

評価	評価期日	評価期間
能力評価	10月1日	前年10/1～9/30
業績評価	10月1日	4/1～9/30
	4月1日	10/1～3/31

ウ 評価者

所属長による評価

エ 評価の付与

個別評語および総合評語は、それぞれ上位から a, b, c および A, B, C とする。

オ 評語の活用

(ア) 勤勉手当への反映

直近の評価期日における総合評語を勤勉手当の成績率に次のとおり反映させる。

総合評語	成績区分	成績率
A	良好	100分の100
B		
C	良好でない	100分の70

(イ) 再度の任用

当該年度内の評価期日で評価された業績評価および能力評価の総合評語でC評価がある場合は再度の任用をすることができない。

2 その他の見直し

(1) パートタイム会計年度任用職員の報酬算定方法の見直し

ア 日額、時間額の報酬算定方法の見直し

(ア) 日額報酬の場合

<現行の算定式>

$$\text{日額報酬} = \frac{\text{基準月額}}{21} \times \frac{\text{1日当たりの勤務時間}}{7.75}$$

<見直し内容>

計算式において使用している定数の21について、以下のように見直しを行う。

$$\frac{\text{通常勤務の場合の1年当たりの勤務日数}}{12}$$

(イ) 時間額報酬の場合

<現行の算定式>

$$\text{時間額報酬} = \frac{\text{基準月額}}{162.75}$$

<見直し内容>

算定式において使用している定数の162.75について、以下のように見直しを行う。

$$\frac{\text{通常勤務の場合の1年当たりの勤務日数}}{12} \times 7.75$$

イ 変則勤務者の月額報酬算定方法の見直し

<現行の算定式>

$$\text{月額報酬} = \text{基準月額} \times \frac{\text{週当たりの勤務時間}}{38.75}$$

<見直し内容>

変則勤務者については、上記算定式によらず、時間額報酬を用いて月額報酬を算定するものとし、現行の計算式は、通常勤務の場合のみ使用することとする。

(2) 一般事務パートタイム会計年度任用職員の創設

会計年度任用職員に一般事務パートタイムの職種を追加する。

ア 業務内容

本格的業務を除く一般事務全般

イ 勤務時間

原則週29時間とする。

ただし、これによらないことが効果的・効率的である場合は、週35時間未満で勤務時間を定めることができる。

ウ 採用方法

- ① 報酬を日額・時間額とする場合 公募面接試験
- ② 報酬を月額支給とする場合で1会計年度未満の任用期間の場合
公募面接試験
- ③ 上記①②以外の場合 公募による筆記試験かつ面接試験

エ 再度の任用

ウ①②は、任用の都度、公募面接試験。

ウ③は、人事評価結果に基づき、最大4回の更新を可能とする。

オ 職歴加算

ウ①②は、加算しない。

ウ③は、加算する。

カ 創設にかかる他の職種の考え方

一般事務にフルタイムとパートタイムの職が設定されることから、次の職種については、現状を踏まえ、業務委託、派遣職員活用、他の職種への活用について個々に検討する。

- ・会計年度任用職員事務補助等職
- ・会計年度任用職員専門職Ⅰ-(1)
- ・会計年度任用職員専門職Ⅰ-(2)